

第 70 号

熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和3年2月18日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

熊本県住民基本台帳法施行条例（平成14年熊本県条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表第2の2の項中「第18条第16項」を「第18条第17項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

土地改良法（昭和24年法律第195号）の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。